重要事項説明書

1.事業者概要

事業者名称	株式会社with
代表者名	代表取締役　　櫻井　未希
所在地 (連絡先および電話番号等)	〒336-0033 埼玉県さいたま市南区曲本1－13－20－2 電話　048-679-0339
法人設立年月日	2024年11月11日

2.事業所概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションReMee
介護保険指定事業所番号	東京都指定　第1363590306号
事業所所在地	〒191-0065　東京都日野市旭が丘2－3―18－201号室
連絡先	電話：042-843-4707　　FAX：042－843－4708

3. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的としております。
運営の方針	(1)訪問看護ステーションReMee（以下、事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において要介護状態の軽減又は、悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。 (2)事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 (3)事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう事業実施体制の整備に努めます。

4. 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日　（12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

5. 事業所の職員体制　　（令和 8 年 10 月 1 日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1 名	／
看護師・保健師	2 名（内 1 名は管理者との兼務）	1 名
理学療法士	／	／
作業療法士	／	／
言語聴覚士	／	／
事務員	1 名	／

6. サービス提供地域

日野市全域
八王子市（高倉町、石川町、大和田町、小宮町、富士見町、暁町、宇津木町、久保山町、北野町、長沼町、絹ヶ丘）
多摩市（連光寺、関戸、和田、一ノ宮）
立川市（富士見町、柴崎町）

7. サービスの中止

災害時下記の都合でサービスを中止する場合があります。
自然災害等（台風、大雨、洪水等）、交通災害等（道路の破損、工事等）
感染症の蔓延に基づき、政府または行政より事業の見合わせ等の要請があった場合

8. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

① 利用者又は家族の、金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
② 利用者又は家族からの、金銭、物品、飲食の授受
③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9. 提供するサービスの利用料

○ 利用料として介護保険法および健康保険等関係法令に規定する支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
○ 利用者は、料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
○ 利用料の支払い方法
　原則、指定口座からの自動引き落としとさせていただきます。
　毎月 15 日前後に前月ご利用分の請求書をお渡しいたします。

① 利用者の指定口座から自動引き落としの場合	利用料は1か月単位とし、当該月の利用料は、翌月27日に利用者が指定する口座から自動引き落としします。(27日が土・日・祝の場合はその翌日)
② 現金払いの場合	利用料は1か月単位とし、訪問時に集金し領収書を発行いたします。

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、事前にご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更またはキャンセルすることができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、訪問までのご連絡の場合	不要です。
訪問までにご連絡の無い場合	1提供当たり2,000円を請求いたします。

＊利用者の急な体調不良や入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。

10. 緊急時等の対応の方法

訪問看護の提供にあたり、事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者に連絡します。

11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で、知りえた利用者および、その家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12. サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間等）を確認させていただきます。
被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 主治医の指示ならびに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン)」に基づき、利用者および家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。尚、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

(4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

13.虐待防止措置および身体拘束等の適正化に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 苦情解決体制の整備を行います。
- 従業者の虐待防止を啓発･普及するための研修の実施を定期的に行い、研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとします。

14. 緊急時の対応方法について

(1) サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先　①】	氏名　　続柄 住所　　〒 電話番号 携帯電話
【家族等緊急連絡先　②】	氏名　　続柄 住所　　〒 電話番号 携帯電話

(2)緊急で看護に関する意見やサービス提供が必要になった場合

緊急時の連絡先について

1）営業時間内　8:30～17:30（※平日のみ）

TEL:042-843-4707

2）営業時間外　17:30～8：30（※土日祝含む）

※ 時間外の対応については別途ご契約をいただき対応となります。

（基本的に事前に契約が必要です）

15. 事故発生時の対応方法について

・利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

・訪問看護のサービス提供に伴い、事業者は下記損害賠償補償制度に加入します。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者特別約款
補償の概要	訪問看護業務中に発生した対人事故や対物事故の損害賠償

16. 居宅介護支援事業者等との連携

① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者および保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

17. サービス提供の記録

① 主治医に、「訪問看護（予防）計画書」・「訪問看護（予防）報告書」等を作成し提出します。

② サービス提供をした際には、「訪問看護記録」等の書面に必要事項を記録します。

③ 訪問看護記録書等は情報通信機器を用い電子媒体にて管理を行います。

④ 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

⑤ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

⑥ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

18. 衛生管理等

① 看護職員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。

② 指定訪問看護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めます。

19. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制および手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者およびその家族からの相談・苦情を受け付けるための窓口を設置します。

イ 対応するための体制、および手順は以下のとおりとします。

・相談および苦情の内容について、「相談苦情対応シート」を作成している。

・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為、必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。

・苦情解決責任者は、訪問職員に事実関係の確認を行う。
・苦情解決責任者は、把握した状況をスタッフとともに検討し、次の対応を決定する。

(2)　苦情申立の窓口

訪問看護ステーション ReMee 担当者　松山　里美	所 在 地　東京都日野市旭が丘 2-3-18 電話番号　042-843-4707 ﾌｧｯｸｽ番号　042-843-4708 受付時間　 8：30～17：30
株式会社 With 担当者　　櫻井　未希	所 在 地　埼玉県さいたま市南区曲本 1-13-20-2 電話番号　048-679-0339 受付時間　8：30～17：30
日野市　介護保険課 介護給付係	所 在 地　東京都日野市神明 1-12-1 電話番号　042-514-8509 受付時間　8：30～17：00
八王子市　高齢者福祉課 相談窓口	所 在 地　東京都八王子市元本郷町 3-24-1 電話番号　042-620-7420 受付時間　8：30～17：00
多摩市　介護保険課 介護保険担当	所 在 地　東京都多摩市関戸 6-12-1 電話番号　042-338-6901 受付時間　8：30～17：00
立川市　介護保険課 介護保険担当	所 在 地　東京都立川市泉町 1156-9 電話番号　042-528-4370 受付時間　8：30～17：00
東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口	所 在 地　東京都千代田区飯田橋 3-5-1 電話番号　03-6238-0177 受付時間　9：00～17：00

サービス内容説明書

事業者が、利用者に提供するサービスは以下の通りです。

1. 提供するサービス

訪問看護サービス

2. サービス内容

<table>
<tr><th>保険</th><th colspan="2">項目</th><th>サービス内容</th></tr>
<tr><td rowspan="6">介護保険</td><td rowspan="3">看護</td><td>30 分未満</td><td rowspan="6">病状観察、保清（入浴介助、清拭、陰部洗浄、洗髪、手浴、口腔ケア、足浴）、排泄の支援（浣腸、摘便）、食事・栄養の支援（経口、経管、胃ろう）、睡眠支援、衣生活支援（更衣、シーツ交換、オムツ交換）、疾病・服薬指導・管理、精神的看護、医療処置（褥瘡、軟膏、注射）、ADL 指導・援助、ターミナルケア、家族への支援、リハビリテーション</td></tr>
<tr><td>30～60 分未満</td></tr>
<tr><td>60～90 分未満</td></tr>
<tr><td rowspan="3">リハビリ</td><td>1 回　20 分</td></tr>
<tr><td>2 回　40 分</td></tr>
<tr><td>3 回　60 分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療保険</td><td>看護</td><td rowspan="2">1 回 30～90 分</td><td rowspan="2">病状観察、保清（入浴介助、清拭、陰部洗浄、洗髪、手浴、口腔ケア、足浴）、排泄の支援（浣腸、摘便）、食事・栄養の支援（経口、経管、胃ろう）、睡眠支援、衣生活支援（更衣、シーツ交換、オムツ交換）、疾病・服薬指導・管理、精神的看護、医療処置（褥瘡、軟膏、注射）、ADL 指導・援助、ターミナルケア、家族への支援、リハビリテーション</td></tr>
<tr><td>リハビリ</td></tr>
<tr><td colspan="3">訪問頻度</td><td>居宅サービス計画に基づきます。</td></tr>
</table>

① このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
② サービスの提供にあたっては、医師の指示「訪問看護指示書」および別紙「訪問看護計画書」に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行ないます。
③ サービスの提供は、丁寧に行い、分かりやすい説明に努めます。ご不明な点がございましたら、いつでも訪問職員にお尋ねください。
④ 事業者は、訪問看護計画に従ったサービスの実施状況およびその評価について、速やかに看護記録を作成するとともに、医師に報告します。
⑤ 訪問看護、介護予防訪問看護においてサービス内容が変更された場合は、それぞれの訪問看護計画書を再提出いたします。

3. 訪問職員

訪問職員は常に身分証明書を携帯しています。必要な場合はいつでもその提示をお求めください。訪問職員が都合により変更になる場合があります。

4. 訪問職員の変更

① 訪問職員の変更のご希望がある場合は申し出ることができます。事業者は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

② 事業者は、利用者の訪問職員が退職する等、正当な事由がある場合に限り、訪問職員を変更することがあります。その場合には、事前に利用者の了解を得ます。

5. リハビリテーションのみでサービスをご利用の場合

理学療法士等によるリハビリテーションのみの訪問看護サービスにつきましては、最低 3 か月に１回もしくは毎月１回の定期的な看護師による訪問を行う必要があります。

これは、制度上「看護業務の一環（訪問看護師の代替）」として位置づけられており、利用者の病状変化の早期発見や安全なリハビリテーション継続を目的として、健康状態のアセスメント（評価）を行うこととされているためです。

ただし、主治医の指示により変更する場合があります。

6. その他のお願い

介護保険制度・医療保険制度のもと、安全かつスムーズにサービスを提供させていただけるよう、下記の内容をお互いの確認事項とさせていただきます。

① 医療機関、主治医、および被保険者証、その他サービス提供に関わる証明書に変更があった際には、必ず訪問職員までお知らせください。

② 感染症予防・衛生管理のため、訪問の際に手洗い又は手指消毒、適宜マスクや手袋等を使用させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

③ 駐車可能なスペースがございましたら、できるだけお貸しくださいますようお願いいたします。

④ 現金や貴重品類は厳重に保管していただきますようご協力お願いいたします。

⑤ 利用者への公正なサービスを提供させていただくため、従業員への祝儀や心づけなどはお受けしない事としております。大変失礼かと存じますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

介護保険料金表

地域区分：3級地　1単位　11.05円

【訪問看護費（要介護）】

職種	時間・区分	単位数	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
看護師	20分未満	314	3,469	347	694	1,041
	30分未満	471	5,204	521	1,041	1,562
	30分以上1時間未満	823	9,094	910	1,819	2,729
	1時間以上1時間30分未満	1,128	12,464	1,247	2,493	3,740
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	20分	294	3,248	325	650	975
	40分	588	6,497	650	1,300	1,950
	60分	795	8,784	879	1,757	2,636

【介護予防訪問看護費（要支援）】

職種	時間・区分	単位数	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
看護師	20分未満	303	3,348	335	670	1,005
	30分未満	451	4,983	499	997	1,495
	30分以上1時間未満	794	8,773	878	1,755	2,632
	1時間以上1時間30分未満	1,090	12,044	1,205	2,409	3,614
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	20分	284	3,138	314	628	942
	40分	568	6,276	628	1,256	1,883
	60分	426	4,707	471	942	1,413

注：理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合 1回につき8単位減算
注：介護予防訪問看護費 12か月を超えて行う場合 1回につき15単位減算
注：同一建物に対する減算に該当する場合 上記単位数の10%減 ／ 准看護師が指定訪問看護を行った場合 上記単位数の10%減

【各種加算（病状・算定要件に応じて加算されます）】

加算項目	算定区分・要件	単位数	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（Ⅰ）	月1回 ※退院日・退所日当日の訪問	350	3,867	387	774	1,161
初回加算（Ⅱ）	月1回 ※上記以外の場合	300	3,315	332	663	995
※1 複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満	254	2,806	281	562	842
※1 複数名訪問加算（Ⅰ）	30分以上	402	4,442	445	889	1,333
※2 複数名訪問加算（Ⅱ）	30分未満	201	2,221	223	445	667
※2 複数名訪問加算（Ⅱ）	30分以上	317	3,502	351	701	1,051
長時間訪問看護加算	1回につき（90分を超える場合）	300	3,315	332	663	995
夜間・早朝加算	※3 夜間(18～22時)・早朝(6～8時)　所定単位の25%加算					
深夜加算	※3 深夜(22時～翌6時)　所定単位×50%加算					
口腔連携強化加算	1回	50	552	56	111	166
看護・介護職員連携強化加算	月1回	250	2,762	277	553	829
緊急時訪問看護加算Ⅰ	月1回 ※4	600	6,630	663	1,326	1,989
緊急時訪問看護加算Ⅱ	月1回	574	6,342	635	1,269	1,903
介護職員等処遇改善加算	所定単位数×1.8%					
ターミナルケア加算	死亡月（要介護のみ、適応時）	2,500	27,625	2,763	5,525	8,288
退院時共同指導加算	※5 原則月1回の算定	600	6,630	663	1,326	1,989
特別管理加算Ⅰ	月1回 ※6の状態の方	500	5,525	553	1,105	1,658
特別管理加算Ⅱ	月1回 ※7の状態の方	250	2,762	277	553	829
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1回につき	3	33	4	7	10

【自費項目】

内　　容	料金（税込）
エンゼルケア	20,000

※1 同時に複数の看護師等が訪問（看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれか2人）

※2 同時に看護師等と看護補助者が訪問

※3 但し、緊急訪問の場合は、2回目以降加算される。

※4 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合

※5 特別管理加算を算定できる状態については、月2回算定できる。初回加算と同時算定はできない。

※6 【特別管理加算Ⅰの対象】在宅麻薬等指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態

※7 【特別管理加算Ⅱの対象】在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態、人工肛門または人工膀胱を留置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している状態

医療保険料金表

【負担割合】後期高齢者：1割又は2割又は3割 ／ 高齢受給者（70歳～75歳未満）：1割又は2割又は3割

一般（70歳未満）：3割（義務教育就学前は2割）

※公費負担医療受給者証をお持ちの場合は、受給者証記載の自己負担上限額が適用されます。

訪問看護基本療養費		料金(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費（Ⅰ）	看護師 週3日まで1日につき	5,550	555	1,110	1,665
	看護師 週4日目以降1日につき	6,550	655	1,310	1,965
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550	555	1,110	1,665
	准看護師 週3日まで1日につき	5,050	505	1,010	1,515
	准看護師 週4日目以降1日につき	6,050	605	1,210	1,815
	専門の研修を受けた看護師(月1回) ※1	12,850	1,285	2,570	3,855
基本療養費（Ⅱ）※2	看護師 週3日まで1日につき	2,780	278	556	834
	看護師 週4日目以降1日につき	3,280	328	656	984
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,780	278	556	834
	准看護師 週3日まで1日につき	2,530	253	506	759
	准看護師 週4日目以降1日につき	3,030	303	606	909
基本療養費(Ⅲ) ※3	入院中の外泊時の訪問（1回）	8,500	850	1,700	2,550

※1 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア、人工膀胱ケアにかかる専門の研修を受けた看護師による場合
※2 同一建造物内の複数（3人以上）の利用者に同一日の訪問をした場合
※3 入院中に1回（厚生労働大臣が定める疾病等の場合は2回）に限り算定可能

訪問看護管理療養費		料金(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	機能強化型 1	13,760	1,376	2,752	4,128
	機能強化型 2	10,460	1,046	2,092	3,138
	機能強化型 3	9,030	903	1,806	2,709
	機能強化型 4	9,030	903	1,806	2,709
	1～4 以外	7,710	771	1,542	2,313
2日目以降	1日につき	3,010	301	602	903

【各種加算（病状・算定要件に応じて加算されます）】

加　　算		料金(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	月1回 ※1	6,800	680	1,360	2,040
	月1回 上記以外の場合	6,520	652	1,304	1,956
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	深夜(22時～翌6時)	4,200	420	840	1,260
特別管理加算Ⅰ	月1回 ※2 重症度の高い利用者	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ	月1回 ※3	2,500	250	500	750
専門管理加算	月1回 ※4	2,500	250	500	750
長時間訪問看護加算	週1回 ※5 90分を超える場合	5,200	520	1,040	1,560
緊急訪問看護加算	1日につき(1回限り) 月14日以内	2,650	265	530	795
	1日につき(1回限り) 月15日以上	2,000	200	400	600
医療DX情報活用加算	月1回	50	5	10	15
ターミナルケア療養費1	※6 在宅、特別養護老人ホーム等	25,000	2,500	5,000	7,500
ターミナルケア療養費2	※7 特別養護老人ホーム等	10,000	1,000	2,000	3,000
乳幼児加算	乳幼児(6歳未満)	1,400	140	280	420
	※8 乳幼児(6歳未満・厚生労働大臣が定めるもの)	1,800	180	360	540
複数名訪問看護加算	週1回 ※9 看護師等	4,500	450	900	1,350
	週1回 准看護師	3,800	380	760	1,140
	週3日 その他の職員等	3,000	300	600	900
	その他の職員等（1日1回） ※1日に複数回算定可	3,000	300	600	900
	その他の職員等（1日2回）※1日に複数回算定可	6,000	600	1,200	1,800
	その他の職員等（1日3回以上）※1日に複数回算定可	10,000	1,000	2,000	3,000
退院時共同指導加算	月2回まで	8,000	800	1,600	2,400

加　　算		料金(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500	450	900	1,350
	1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
看護・介護職員連携強化加算	月1回	2,500	250	500	750
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000	300	600	900
特別管理指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000	600	1,200	1,800
	長時間の訪問	8,400	840	1,680	2,520
在宅患者等緊急時カンファレンス加算	月2回まで	2,000	200	400	600
訪問看護情報提供療養費1	月1回まで（市町村、保健所等への情報共有）	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費2	月1回まで（入学時等の教育機関への情報共有）	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費3	月1回まで（入院、入所施設への情報共有）	1,500	150	300	450
訪問看護物価対応料1	月の初日の訪問の場合（1日につき）	60	6	12	18
	月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）	20	2	4	6
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)　　月1回		1,050	105	210	315
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 1　　月1回		30	3	6	9
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 2　　月1回		60	6	12	18
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 3　　月1回		90	9	18	27
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 4　　月1回		120	12	24	36
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 5　　月1回		150	15	30	45
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 6　　月1回		180	18	36	54
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 7　　月1回		210	21	42	63
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 8　　月1回		240	24	48	72
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 9　　月1回		270	27	54	81
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 10　　月1回		300	30	60	90
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 11　　月1回		330	33	66	99
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 12　　月1回		360	36	72	108
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 13　　月1回		390	39	78	117
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 14　　月1回		420	42	84	126
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 15　　月1回		450	45	90	135
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 16　　月1回		480	48	96	144
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 17　　月1回		510	51	102	153
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 18　　月1回		540	54	108	162

【自費項目】

内　　容	料金(税込)
エンゼルケア	20,000

※1 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合

※2 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態

※3
1）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある方
2）人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある方
3）真皮を超える褥瘡の状態にある方
4）在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

※4 専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合
（緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人工膀胱ケア、特定行為）

※5 1）特別な管理を必要とする方（※2, ※3）‥週1回 2）15歳未満の超重症児・準超重症児‥週3回
3）特別訪問看護指示期間の方‥週1回

※6 在宅の利用者および特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算を請求していない場合

※7 特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算を請求している場合

※8 厚生労働大臣が定めるもの：1）超重症児または準超重症児　2）特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病などの方　3）特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる方

※9 看護師等（保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）

医療保険料金表（精神科訪問看護）

【負担割合】後期高齢者：1割又は2割又は3割 ／ 高齢受給者（70歳～75歳未満）：1割又は2割又は3割
一般（70歳未満）：3割（義務教育就学前は2割）
※公費負担医療受給者証をお持ちの場合は、受給者証記載の自己負担上限額が適用されます。

精神科訪問看護基本療養費				料金(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師・作業療法士 1日につき	週3日まで	30分以上	5,550	555	1,110	1,665
			30分未満	4,250	425	850	1,275
		週4日以降	30分以上	6,550	655	1,310	1,965
			30分未満	5,100	510	1,020	1,530
	准看護師 1日につき	週3日まで	30分以上	5,050	505	1,010	1,515
			30分未満	3,870	387	774	1,161
		週4日以降	30分以上	6,050	605	1,210	1,815
			30分未満	4,720	472	944	1,416
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)※1	看護師・作業療法士 同一日に2人 1日につき	週3日まで	30分以上	5,550	555	1,110	1,665
			30分未満	4,250	425	850	1,275
		週4日以降	30分以上	6,550	655	1,310	1,965
			30分未満	5,100	510	1,020	1,530
	看護師・作業療法士 同一日に3人以上 1日につき	週3日まで	30分以上	2,780	278	556	834
			30分未満	2,130	213	426	639
		週4日以降	30分以上	3,280	328	656	984
			30分未満	2,550	255	510	765
	准看護師 同一日に2人 1日につき	週3日まで	30分以上	5,050	505	1,010	1,515
			30分未満	3,870	387	774	1,161
		週4日以降	30分以上	6,050	605	1,210	1,815
			30分未満	4,720	472	944	1,416
	准看護師 同一日に3人以上 1日につき	週3日まで	30分以上	2,530	253	506	759
			30分未満	1,940	194	388	582
		週4日以降	30分以上	3,030	303	606	909
			30分未満	2,360	236	472	708
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ) ※2	入院中の外泊時の訪問（1回）			8,500	850	1,700	2,550

※1 同一建造物内の複数の利用者に同一日の訪問をした場合（2人訪問 / 3人以上訪問）
※2 入院中に1回（厚生労働大臣が定める疾病等の場合は2回）に限り算定可能

訪問看護管理療養費		料金(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	機能強化型 1	13,760	1,376	2,752	4,128
	機能強化型 2	10,460	1,046	2,092	3,138
	機能強化型 3	9,030	903	1,806	2,709
	機能強化型 4	9,030	903	1,806	2,709
	1～4 以外	7,710	771	1,542	2,313
2日目以降	1日につき	3,010	301	602	903

【各種加算（病状・算定要件に応じて加算されます）】

加　　算		料金(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	月1回 ※1	6,800	680	1,360	2,040
	月1回 上記以外の場合	6,520	652	1,304	1,956
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	深夜(22時～翌6時)	4,200	420	840	1,260
特別管理加算Ⅰ	月1回 ※2 重症度の高い利用者	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ	月1回 ※3	2,500	250	500	750
複数名訪問看護加算	週1回 看護師等	4,500	450	900	1,350
	週1回 准看護師	3,800	380	760	1,140
	週3日 その他の職員等（1日1回）	3,000	300	600	900
	看護師等（1日1回）※1日に複数回	4,500	450	900	1,350
	看護師等（1日2回）※1日に複数回	9,000	900	1,800	2,700
	看護師等（1日3回以上）※1日に複数回	14,500	1,450	2,900	4,350
	准看護師（1日1回）※1日に複数回	3,800	380	760	1,140
	准看護師（1日2回）※1日に複数回	7,600	760	1,520	2,280
	准看護師（1日3回以上）※1日に複数回	12,400	1,240	2,480	3,720
	週1回 看護補助者・精神保健福祉士	3,000	300	600	900
長時間訪問看護加算	週1回 ※4 90分を超える場合	5,200	520	1,040	1,560
緊急訪問看護加算	1日につき(1回限り) 月14日以内	2,650	265	530	795
	1日につき(1回限り) 月15日以上	2,000	200	400	600

加　　算		料金(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
医療DX情報活用加算	月1回	50	5	10	15
ターミナルケア療養費1	※5 在宅、特別養護老人ホーム等	25,000	2,500	5,000	7,500
ターミナルケア療養費2	※6 特別養護老人ホーム等	10,000	1,000	2,000	3,000
乳幼児加算	乳幼児(6歳未満)	1,400	140	280	420
	※7 乳幼児(6歳未満・厚労大臣が定めるもの)	1,800	180	360	540
複数回訪問加算	1日2回	4,500	450	900	1,350
	1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
退院時共同指導加算	月2回まで	8,000	800	1,600	2,400
看護・介護職員連携強化加算	月1回	2,500	250	500	750
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000	300	600	900
特別管理指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000	600	1,200	1,800
	長時間の訪問	8,400	840	1,680	2,520
在宅患者等緊急時カンファレンス加算	月2回まで	2,000	200	400	600
訪問看護情報提供療養費1	月1回まで（市町村、保健所等への情報共有）	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費2	月1回まで（入学時等の教育機関への情報共有）	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費3	月1回まで（入院、入所施設への情報共有）	1,500	150	300	450
精神科重症患者支援管理連携加算(イ)	月1回 ※8	8,400	840	1,680	2,520
精神科重症患者支援管理連携加算(ロ)	月1回 ※9	5,800	580	1,160	1,740
訪問看護物価対応料1	月の初日の訪問の場合（1日につき）	60	6	12	18
	月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）	20	2	4	6
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)　　月1回		1,050	105	210	315
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 1　　月1回		30	3	6	9
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 2　　月1回		60	6	12	18
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 3　　月1回		90	9	18	27
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 4　　月1回		120	12	24	36
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 5　　月1回		150	15	30	45
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 6　　月1回		180	18	36	54
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 7　　月1回		210	21	42	63
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 8　　月1回		240	24	48	72
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 9　　月1回		270	27	54	81
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 10　　月1回		300	30	60	90
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 11　　月1回		330	33	66	99
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 12　　月1回		360	36	72	108
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 13　　月1回		390	39	78	117
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 14　　月1回		420	42	84	126
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 15　　月1回		450	45	90	135
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 16　　月1回		480	48	96	144
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 17　　月1回		510	51	102	153
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 18　　月1回		540	54	108	162

【自費項目】

内　　容	料金(税込)
エンゼルケア	20,000

※1 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合

※2 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態

※3
1) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある方
2) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある方
3) 真皮を超える褥瘡の状態にある方
4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

※4 1) 特別な管理を必要とする方（※1, ※2）･･･週1回　2) 15歳未満の超重症児・準超重症児･･･週3回
3) 特別訪問看護指示期間の方･･･週1回

※5 在宅の利用者および特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算を請求していない場合

※6 特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算を請求している場合

※7 厚生労働大臣が定めるもの：1) 超重症児または準超重症児　2) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病などの方
3) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる方

※8 精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者（重度の精神障害を有する者のうち、集中的な支援を必要とする方）

※9 精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者（重度の精神障害を有する利用者）